

## 本号で公布された条例のあらまし

埼玉県民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第十五号）

（社会福祉課）

### 一 趣旨

地域の実情を踏まえ、民生委員の定数を改定するものである。

### 二 内容

民生委員の定数が変更となる市町の定数を改定する。

（例）川口市

六百二十八人 ↓ 六百三十三人（十五人）

### 三 施行期日

平成二十八年十二月一日